

# 令和8年度美浦村立美浦幼稚園の施設を利用した学びの教室 参加事業者募集要項

## 1 目的

この要項は、美浦村立美浦幼稚園（以下「幼稚園」という）において余裕教室の有効利用を図るため、幼稚園の施設を利用した学びの教室（以下「学びの教室」という。）の実施を希望する事業者（以下「実施事業者」という。）の募集について必要な事項を定めるものとする。

## 2 募集の条件

実施事業者の募集の条件は下記各号のとおりとする。

- (1) 美浦村行政財産使用料徴収条例（平成14年美浦村条例第34号。以下「条例」という。）及び美浦村行政財産使用料徴収条例施行規則（平成14年美浦村規則第40号。以下「規則」という。）による行政財産使用許可を受ける者であること。
- (2) 国税、県税及び村税等を滞納していない者であること。

## 3 学びの教室の概要

### (1) 実施場所

幼稚園(茨城県稲敷郡美浦村大字大谷1060番地)内の下記教室等  
ア 幼稚園の保育室 1室 (図書室または多目的室、各約60m<sup>2</sup>)  
イ 幼稚園のホール 1室 (約200m<sup>2</sup>)  
ウ 幼稚園の園庭 (約2,000m<sup>2</sup>のうち約1,000m<sup>2</sup>)

### (2) 実施期間

規則第2条第2項に規定する行政財産使用許可を受けた日から令和9年3月31日までとする。

### (3) 実施日及び時間等

幼稚園の休業日を除く月曜日から金曜日の午後2時から午後4時30分までとする。ただし1日につき2教室までの実施とする。

### (4) 使用料

使用料は、条例第2条第1項に規定する額（1教室2時間あたり1,000円。ただし、2時間を超えた場合は、1時間ごとに500円を加算する。）とする。

## 4 募集の手続

### (1) 募集期間

募集期間は、令和8年2月2日（月）から2月13日（金）までとする。

## (2) 募集の方法

規則様式第1号「行政財産使用許可申請書」及びこの要項の別紙様式「美浦幼稚園の施設を利用した学びの教室参加申請書」を幼稚園に提出すること。

## (3) 審査の結果

審査の結果については、令和8年3月6日（金）までに実施事業者に連絡する。なお、実施事業者が多数の場合は、希望曜日や回数の調整を行い、調整が困難な場合は抽選を行うことがある。

## 5 実施事業者の遵守事項

- (1) 実施事業者は、学びの教室に参加する園児（以下「園児」という。）に関する園児の安全・安心の確保及び事故の対応等について全ての責任を負うものとする。
- (2) 実施事業者は、学びの教室の適正な運営を行うこと。また、学びの教室の実施に際して、園児及び保護者等と良好な関係を常に維持するよう努めること。
- (3) 実施事業者は、園児に対して学びの教室の参加を募る際には、学びの教室の内容、実施回数及び単位時間数等による金額を明瞭に明示すること。また、事業参加の申請にあたり、これまで行った同様の教室の事業実績書類等を添付すること。
- (4) 実施事業者は、学びの教室実施にあたり、特定の個人や団体のみを対象とせず広く参加者を募集すること。
- (5) 実施事業者は、園児の個人情報の保護について万全を期すとともに、名簿及び出席記録等の記録を整備し、園児の出欠及び指導の履歴等の管理を適切に行うこと。
- (6) 学びの教室の開催に必要な備品や消耗品は、原則、実施事業者が準備すること。
- (7) この要項及び関係法令等を遵守すること。

## 6 その他

行政財産使用が許可され、幼稚園長が学びの教室の実施を許可した場合に、学びの教室を実施することができる。なお、学びの教室の実施方法及び内容は、幼稚園長と実施事業者で事前に協議を行うこと。また、学びの教室の実施内容について、幼稚園長との協議が整わない場合、又はこの要項及び関係法令等を遵守しないときは、当該許可を取り消すことがある。

## 7 問い合わせ先

美浦村立美浦幼稚園 担当 矢崎・岡野

Tel : 029-885-4334

Fax : 029-885-8272

E-mail : [yochien@vill.miho.lg.jp](mailto:yochien@vill.miho.lg.jp)